

第 38 回沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和 2 年 7 月 24 日(金) 14:00～

場 所：県庁 6 階 第 1・第 2 特別会議室

次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 沖縄県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生等について
- (2) 米軍基地内における新型コロナウイルス感染症患者の発生等について

3 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策：警戒レベルについて
- (2) 沖縄県主催イベント等実施ガイドラインの改定について

4 その他

5 閉 会

新型コロナウイルス感染症患者の発生について（第49報）

令和2年7月24日、県において85名の行政検査を実施した結果、新たに3名の新型コロナウイルス感染症患者が発生しました。また、保険診療による検査等において新たに7名の患者が発生し、計10名の患者が発生しましたのでお知らせします。

これにより県内で確認された患者数は、合計で172名となりました。

【164 例目】

1. 患者情報：40代、女性、那覇市在住
2. 職業：会社員
3. 経緯
7月21日 県内確定例の接触者として、検体採取。
7月23日 PCR検査にて陽性を確認。
4. 現在の患者の状況
感染症指定医療機関に入院中。
5. 患者の行動歴
保健所にて調査中。
6. その他
接触者は保健所にて調査中。

【165 例目】

1. 患者情報：50代、女性、那覇市在住
2. 職業：飲食業
3. 経緯
7月17日 症状出現。
7月18日 感染症指定医療機関を受診。検体採取。
7月23日 民間検査機関のPCR検査にて陽性を確認。
4. 現在の患者の状況
感染症指定医療機関に入院中。
5. 患者の行動歴
保健所にて調査中。
6. その他
接触者は保健所にて調査中。

【166 例目】

1. 患者情報：60代、女性、中部保健所管内在住
2. 職業：確認中
3. 経緯
7月23日 症状出現。
7月23日 感染症指定医療機関を受診。抗原検査にて陽性を確認。
4. 現在の患者の状況
感染症指定医療機関に入院中。
5. 患者の行動歴
県内157例目の接触者。保健所にて調査中。
6. その他
接触者は保健所にて調査中。

【167 例目】

1. 患者情報：10歳未満、女兒、那覇市内在住
2. 職業：幼児
3. 経緯
7月22日 症状出現。
7月23日 協力医療機関受診。抗原検査にて陽性を確認。
4. 現在の患者の状況
感染症指定医療機関に入院中。
5. 患者の行動歴
県内163例目の接触者。保健所にて調査中。
6. その他
接触者は保健所にて調査中。

【168 例目】

1. 患者情報：60代、女性、那覇市在住
2. 職業：確認中
3. 経緯：
7月20日 症状出現。
7月23日 協力医療機関受診。抗原検査にて陽性を確認。
4. 現在の患者の状況
感染症指定医療機関に入院中。
5. 患者の行動歴
県内163例目の接触者。保健所にて調査中。
6. その他
接触者は保健所にて調査中。

【169 例目】

1. 患者情報：30 代、男性、中部保健所管内在住
2. 職業：確認中
3. 経緯
7月22日 無症状だが、県内患者の濃厚接触者として検体採取。
7月24日 衛生環境研究所のPCR検査にて陽性を確認。
4. 現在の患者の状況
協力医療機関に入院調整中。
5. 患者の行動歴
県内患者 162 例目の接触者。保健所にて調査中。
6. その他
接触者は保健所にて調査中。

【170 例目】

1. 患者情報：40 代、男性、中部保健所管内在住
2. 職業：自営業
3. 経緯
7月21日 症状出現。
7月22日 協力医療機関受診。発熱。検体採取。
7月24日 衛生環境研究所のPCR検査にて陽性を確認。
4. 現在の患者の状況
感染症指定医療機関に入院調整中。
5. 患者の行動歴
保健所にて調査中。
6. その他
接触者は保健所にて調査中。

【171 例目】

1. 患者情報：40 代、男性、うるま市在住
2. 職業：会社員
3. 経緯：
7月13日 症状出現。
7月22日 協力医療機関受診。上気道炎。検体採取。
7月24日 衛生環境研究所のPCR検査にて陽性を確認。
4. 現在の患者の状況
協力医療機関に入院調整中。
5. 患者の行動歴
保健所にて調査中。
6. その他
接触者は保健所にて調査中。

【172 例目】

1. 患者情報：30 代、女性、中部保健所管内在住
2. 職業：医療関係者
3. 経緯
7月23日 感染症指定医療機関受診。検体採取。
7月24日 保険診療によるPCR検査で陽性を確認。
4. 現在の患者の状況
感染症指定医療機関に入院調整中。
5. 患者の行動歴
県内 166 例目の接触者。保健所にて調査中。
6. その他
接触者は保健所にて調査中。

【173 例目】

1. 患者情報：30 代、男性、浦添市在住
2. 職業：会社員
3. 経緯：
7月19日 症状発現。
7月23日 感染症指定医療機関受診。検体採取。
7月24日 保険診療によるPCR検査で陽性を確認。
4. 現在の患者の状況
感染症指定医療機関に入院調整中。
5. 患者の行動歴
保健所にて調査中。
6. その他
接触者は保健所にて調査中。

今後の予定（濃厚接触者の確認、検査）

- ・引き続き保健所が積極的疫学調査を行い、濃厚接触者を確認していく
- ・濃厚接触者については、症状の有無に関係なくPCR検査を行い、陰性の場合であっても健康観察を実施（症状が出た時点で再検査）

在沖米軍基地内における新型コロナウイルス感染症発生状況

(7月24日 12:00 現在)

1 米軍基地内感染者数

場所	昨日まで	新規感染者	合計
嘉手納基地	5		5
マクトリアス	1		1
普天間基地	83		83
キャンプハンセン	73	2	75
キャンプキンザー	1		1
合計	163	2	165

2 基地従業員検査状況

所属	検査数 (累計)	陽性者 (累計)
嘉手納基地	(36)	(1)
マクトリアス	(1)	
普天間基地	(4)	
キャンプハンセン	1 (19)	
キャンプキンザー	(7)	
キャンプフォスター	(6)	
キャンプコートニー	(2)	
キャンプシュワブ	(1)	
不明	2 (10)	
合計	3 (86)	0 (1)

3 繁華街店員等を対象としたPCR検査

場所	検査数	陽性者数
北谷町 (7/12)	130	0
金武町 (7/19)	198	0
計	328	0

新型コロナウイルス感染症対策：警戒レベル判断指標の状況

警戒レベル判断指標は、②病症利用率や③重症病床利用率、及び⑦入院1週間以内の重症化率の指標は第1段階に収まっているものの、①入院患者数や④新規感染者数、及び⑤感染経路不明な症例の割合が第2段階に達している。判断指標の①入院患者数と④新規感染者数は重視すべき指標である一方で、直ちに医療体制をひっ迫する状況ではないこと等を総合的に判断した結果、現在の警戒レベルは、第1段階から第2段階に移行しつつあるものと判断する。

このため、警戒レベルの実施例を参考に、改めて「新しい生活様式」の周知徹底を図るとともに、県民や来訪者等に対して、感染地域との往来にあたり健康観察の徹底と慎重な行動について注意喚起を行う。

なお、連休中及び連休以降の感染状況等を注視し、今後の対応について引き続き検討する。

総括情報部

判断指標		7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
							発生早期	流行警戒期	感染流行期	感染蔓延期
県内の医療体制	① 入院患者数 (宿泊施設療養含む)	7	9	10	17	24	23人以下	54人以下	329人以下	329超
	② 病床利用率	7.2	9.1	9.9	15.7	24.1	30%以下	45%以下	70%以下	70%超
	③ 重症病床利用率	0	0	0	0.9	0.9	10%以下	30%以下	60%以下	60%超
県内の感染状況	④ 新規感染者数 (直近1週間合計)	5	7	8	13	23	14人以下	37人以下	211人以下	211人超
	⑤ 感染経路不明な症例 の割合 (直近1週間平均)	20.0	28.6	37.5	46.2	43.5	30%以下	50%以下	70%以下	70%超
	⑥ 新規PCR検査の陽性率 (直近1週間平均)	1.2	1.3				1%以下	3%以下	7%以下	7%超
	⑦ 入院1週間以内の重症化率 (直近1週間平均)	0	0	0	0.8	1.5	10%以下	15%以下	20%以下	20%超

第2波、第3波に備えた警戒レベル指標の策定について

令和2年7月2日

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部

1. 趣旨及び目的

- 沖縄県は5月14日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から対象外となった
- 今後しばらくは、沖縄はもちろん、日本中、世界中においてコロナと共存する「With コロナ」の社会を生きていく必要があり、県民の皆様には「新しい生活様式」の定着をお願いしたい
- 一方で、流行の第2波、第3波を見据え、再度の緊急事態の発生に向け、県内の医療提供体制や感染状況に応じた警戒レベルを設定するとともに、具体的な対策の実施例を示した
- 各警戒レベルの決定にあたっては、休業要請を解除した際の7項目の判断指標と、県外・海外の感染状況や県内の医療提供体制の実情等も踏まえた上で、総合的に判断する

※患者推計にあたっては、

- ①生産年齢人口群中心モデル、②再生産数：1.7、③協力要請のタイミング：基準日の3日後をそれぞれ選択し、1日最大の入院患者200人、患者総数425人と推計

（基準日：人口10万人あたり週間新規感染者数が2.5人、沖縄県の場合37人となった日）

2. 警戒レベルの判断基準

沖縄県では、次の7項目の判断指標に加え、県外・海外の感染状況や県内の医療提供体制の実情等も踏まえた上で、総合的に判断し警戒レベルを決定する。ただし、流行状況に地域差があることが想定されることから、各地域の流行状況を勘案し実施内容を決定する。

区分		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
判断指標		発生早期 (散発発生期)	流行警戒期	感染流行期	感染蔓延期	
県内の 医療提供体制	①	入院患者数 (宿泊施設療養含む)	23人以下	54人以下	329人以下	329人超 ピーク時の患者総数 425人
	②	病床利用率	30%以下	45%以下	70%以下	70%超
	③	重症病床利用率	10%以下	30%以下	60%以下	60%超
県内の 感染状況	④	新規感染者数 (直近1週間合計)	14人以下	37人以下	211人以下	211人超
	⑤	感染経路不明な症例の割合 (直近1週間平均)	30%以下	50%以下	70%以下	70%超
	⑥	新規PCR検査の陽性率 (直近1週間平均)	1%以下	3%以下	7%以下	7%超
	⑦	入院1週間以内の重症化率 (直近1週間平均)	10%以下	15%以下	20%以下	20%超

※ 基準日を超えた段階で、流行期と捉え、第3段階に入るものとする
基準日：人口10万人あたり週間新規感染者数が2.5人、沖縄県の場合37人となった日

※ 判断指標のうち、①入院患者数、④新規感染者数を重視すべき指標とする

2

3. 警戒レベルの実施例（1）

No	区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	緊急事態宣言		緊急事態宣言を検討	緊急事態宣言を発令 (基準日(※)から3日後)	
1	外出自粛	「三つの密」を徹底的に避け、新しい行動様式の徹底の上での外出を要請	①第1段階を要請 ②クラスターが発生している業種や、接待・接触を伴う飲食店等への外出自粛を要請	不要不急な外出自粛を要請	①自宅待機を要請 ②スーパー等への外出も最大限控えるよう要請
2	渡航自粛：離島	感染防止対策の徹底や体調不良者の渡航延期等の注意喚起	渡航自粛要請について市町村と協議	市町村協議を踏まえ、渡航自粛を要請	
3	渡航自粛：県外	感染地域への(からの)渡航者の外出自粛を要請	感染地域への(からの)渡航者の渡航自粛を要請	不要不急な渡航自粛を要請	渡航自粛を要請
4	休業要請	3密の注意呼びかけを徹底	クラスター等が発生している業種や、接待・接触を伴う業種等への休業要請を検討	①クラスター等が発生している業種や、接待・接触を伴う業種等への休業要請 ②飲食店への協力依頼 酒類の提供：夜7時まで 閉店時間：夜8時まで	①幅広く休業を要請し、休止要請外施設も活動縮小を要請 ②スーパー等は入店規制を行うなど、3密対策の徹底を要請
5	イベントの開催	①「新しい生活様式」の徹底等を定めた県主催イベント等実施ガイドラインに基づき開催 ②民間事業者にも要請	①感染状況により開催規模の縮小や、開催期間の短縮等を検討の上、開催を検討 ②民間事業者にも要請	①県主催イベントの開催中止または延期 ②民間事業者にも要請	全てのイベントの開催中止または延期
6	学校	①感染者発生学校は臨時休業 ②感染者未発生学校は通常通りの教育活動	①感染者発生学校は臨時休業 ②感染者未発生学校は通常通りの教育活動又は分散登校 ③感染者未確認地域は通常通りの教育活動	①感染者発生学校は臨時休業 ②分散登校または臨時休業 ③感染者未確認地域は、近隣状況を踏まえ分散登校や一斉臨時休業	①一斉臨時休業（休校）
		児童生徒の居場所確保、スクールカウンセラー等による相談業務 遠隔授業を含む学習支援			
7	医療提供体制	※医療機関における段階毎の病床数、宿泊施設部屋数については、推計患者数に応じて別途病床確保計画にて定める。 宿泊施設（軽症者用）の運用準備	病床数、宿泊施設部屋数については、推計患者数に応じて別途病床確保計画にて定める。 宿泊施設の運用開始	推計患者数に応じて別途病床確保 宿泊施設を段階的に拡充	病床数 200床 宿泊施設 225部屋

※ 基準日：人口10万人あたり週間新規感染者数が2.5人（沖縄県の場合37人）となった日

3

3. 警戒レベルの実施例（2）

	区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
8	医療施策	①積極的疫学調査の実施 ②医療コーディネイトチームの始動	①検体採取センターの稼働 ②クラスターの発生警戒	①待機的手術の延期要請 ②コロナ以外の転院促進	①高度医療機器の稼働状況把握と調整 ②県外からの医師派遣を要請
9	高齢者・障害者施設等	感染防止対策を徹底した上で、事業を継続			家庭対応可能な場合などは可能な限り利用の自粛を要請 必要な場合には、代替サービスである訪問系サービスの確保を要請
10	保育所・放課後児童クラブ	通常どおり保育等の提供		保育等の提供縮小及び登園自粛の要請	保育等の提供縮小及び登園自粛又は臨時休園の要請
11	県立図書館	通常どおり開館又は感染状況に応じてサービスの一部制限		臨時休館（来館を伴わない各種サービス及び図書の宅配サービスを実施）	
12	博物館・美術館	通常の施設運営	①一部施設の休室等を検討 ②イベントの規模縮小・期間短縮等の上、開催を検討	①一部施設の休室等、臨時休館の検討 ②イベントの開催中止又は延期	臨時休館
13	美ら海水族館	通常の施設運営	屋内施設の閉鎖	屋内・屋外施設、駐車場の閉鎖	屋内・屋外施設、駐車場の閉鎖
14	首里城公園	通常の施設運営	屋内施設の閉鎖	屋内施設、駐車場の閉鎖 散歩等は可(首里壮館芝生広場等)	屋内施設、駐車場の閉鎖 散歩等も不可
15	県営8公園施設	通常の施設運営	屋内・屋外施設、遊具の閉鎖 (運動を伴わない行動は、原則マスク着用)	屋内・屋外施設、遊具、駐車場の閉鎖 (散歩、ジョギング等は可)	公園全面閉鎖 (散歩、ジョギング等も不可)
16	沖縄コンベンションセンター	通常の施設運営	催事主催者へ催事の延期、規模の縮小等を調整	催事主催者へ催事の延期、規模の縮小等を要請	閉館の協議、及び閉館の実施
17	離島空港・離島港湾	通常の施設運営	※渡航自粛の状況に応じ、関係団体等と調整の上、施設の運営について検討する。		

※ 上記は例示であって、状況によっては前倒しで実施することや、実施を見送ることもあり得る

「沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」の改定について

1. ガイドラインの概要

沖縄県では、イベント開催にあたっての感染症対策の徹底や、二次感染リスクの最小限化等を目的として、「沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」(5月20日)を策定した。

6月17日に段階的な規模要件の緩和、6月29日に2項目(①新型コロナウイルス接触確認アプリの利用促進、②終了後の懇親会の実施)に関する改定を行っている。

2. 政府の動向

政府は、7月22日に「新型コロナウイルス感染症対策分科会」及び「新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催し、8月以降、参加人数の上限5,000人の目安を撤廃予定であったが、全国で感染者が増加傾向にあることを踏まえ、8月31日まで延期することを決定した。

3. 実施ガイドライン変更案

国の延期方針及び県内外の感染状況を踏まえ、県ガイドラインの規模要件緩和の期日を下記のとおり見直すこととしたい。ただし、警戒レベルの第2段階にさしかかっているため、今後の県内の感染状況により、開催規模の縮小を検討する。

5月21日 ～ 6月18日	屋内イベント	100人以下、又は収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
	屋外イベント	200人以下、又は人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)
6月19日 ～ 7月9日	屋内イベント	1,000人以下、又は収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
	屋外イベント	1,000人以下、又は人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)
7月10日 ～ 7月31日 8月31日	屋内イベント	5,000人以下、又は収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
	屋外イベント	5,000人以下、又は人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)
感染状況を見つつ 8月1日 9月1日 を目途	屋内イベント	収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
	屋外イベント	人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)
※全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、慎重に対応する。 ※人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度。		

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。






< 基本的な考え方 >

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- **感染拡大の兆候**や施設等における**クラスターの発生**があった場合、**外出自粛の強化**等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家による**クラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析**を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	 * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	 * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	 * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		 * 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持		